

建築士会の災害対応

(第2版)

平成14年3月

(社)日本建築士会連合会 総務・企画委員会

災害対応部会

「建築士会の災害対応」第2版刊行について

「建築士会の災害対応」につきましては、本会企画情報委員会名で、平成10年5月11日に開催された第385回理事・士会長合同会議において承認を得て、初版を出したところですが、その後全国被災建築物応急危険度判定協議会の要綱並びに業務マニュアルが改正(H.12.5)され、また、近年の鹿児島県北西部地震、鳥取県西部地震、芸予地震等の経験から、内容の見直しが必要となり、この度修正版としての第2版を刊行することになりました。

修正の主なポイントは、支援活動と併せて事故に対する補償制度等が、全国被災建築物応急危険度判定協議会によって明確になったこと、また上記地震等で、建築士会が地方自治体から要請される支援活動の内容は、単に判定業務にとどまらず、被災者の相談窓口業務をはじめ、多岐にわたること、地震災害発生直後の情報伝達が思わしくなかった事等が明らかになり、これらを修正加味したことです。

同時に、本版の構成面では“要綱”と“活動マニュアル”的二編構成とし、文章も、より簡明に表現するよう心がけました。このうち“要綱”では、全国の建築士会が取り組む災害対応活動に共通する基本的事項について述べ、“活動マニュアル”は、各建築士会が地震災害発生時はもとより、平常時も容易に具体的な活動が展開できるように、ジョブフローの形式で示しました。

地方自治体は、各都道府県それぞれが定めた被災建築物応急危険度判定要綱に基づき応急危険度判定業務を行うことから、地方自治体との緊密な連携のもと、支援活動を行う立場である建築士会の“活動マニュアル”は、それぞれの都道府県の応急危険度判定要綱に整合させて、策定される必要があります。

建築士会が、不測の地震災害に際し、判定業務をはじめとする支援業務を的確に行い、また、そのために平素から備え、かつ災害に強いまちづくりを実現できるよう努めることは、地域社会に貢献することを使命とする公益法人としての責務であり、その実現のために、一日も早くそれぞれの建築士会で災害対応マニュアルを作成されることを切望する次第です。

目 次

要 約 編

理 念

総 則

基本事項

地震災害発生時の活動

平常時の活動

活動マニュアル編

行動フロー

日本建築士会連合会の災害対応行動

各建築士会の災害対応行動

要 約 編

理 念

- 1 先の阪神淡路大震災をはじめとして、近年、多くの建築士が地震発生直後より建築技術を生かした専門ボランティアとして被災地に向かい、被災住民及び災害救助活動に取り組む地方自治体の支援に当たった。
この活動によって、建築士は被災住民の直後の安全確保や応急復旧等の面で大きく寄与できる事が確認され、社会的にも高く評価された。
- 2 建築士が、地震災害発生時にこのような支援活動を、更に効率よく円滑に行い、また、そのために平常時から備え、かつ災害防止に努めることは、建築士の重要な社会的使命である。
- 3 建築士会は建築士を会員として、全国的に組織された団体である。建築士会が会員一人一人の建築技術を結集し、ボランティア精神に則り、救助支援活動に取り組むことは、地域社会に対する貢献を目的とする公益法人としての責務である。

・総則

1 目的

この要綱は、全国の建築士会が建築技術の専門家集団として、地震災害等発生時に被災住民の安全確保、並びに平常時の災害防止に寄与するために行う活動に關し、必要な事項を定め、実施することを目的とする。

2 運用

この要綱は、全国の建築士会が災害対応活動を行う上で、共通する基本的事項についてまとめたものであり、具体的活動に先立ち、各建築士会は各々の都道府県の地域防災計画、都道府県被災建築物応急危険度判定要綱をはじめ、地方自治体の防災関連計画等と整合する地域独自の活動マニュアルを作成、整備し、それに則って活動するものとする。

3 施行

第2版による災害対応活動は、平成 年度から実施する。

4 略記号

本要綱並びに活動マニュアルでは全国被災建築物応急危険度判定協議会による被災建築物応急危険度判定必携の業務マニュアルについて下記の通りの略語とする。

- | | |
|------------------------|-------|
| 1) 被災建築物応急危険度判定要綱 | (要綱) |
| 2) 震前マニュアル | (震前) |
| 3) 実施本部業務マニュアル | (実本) |
| 4) 支援本部業務マニュアル | (支本) |
| 5) 判定土業務マニュアル | (判定) |
| 6) 判定土コーディネーター業務マニュアル | (判定コ) |
| 7) 広域支援本部業務マニュアル | (広域) |

基本事項

「建築士会の災害対応」の要綱策定の前提となった基本的な考え方。

1 組織としてのボランティア活動

建築士会の災害対応活動は、会員一人一人のボランティア精神に支えられて成り立つ活動であるが、技術者集団としての組織的活動であり、個人的な善意に基づくボランティア活動とは明確に区分する。

2 対象とする災害の種類

災害発生時の救援、救助活動の主体は国または地方自治体であり、建築士会は、これに協力、支援する立場であることから、建築士会の災害対応活動は国または地方自治体が災害対策として重点をおいている、地震災害を対象とする。

ただし、地震以外の災害の場合にあっても、国または地方自治体から救助活動等の支援を要請された場合には、建築士会は本マニュアルを準用して、要請に応えるものとする。

3 活動の内容

各建築士会の災害対応活動には、地震災害発生時の支援活動（被災建築物応急危険度判定業務等）はもとより、災害時の円滑な支援活動に備えた活動、災害に強いまちづくり活動等の平常時活動を含む。この活動の基本単位は各建築士会とする。

4 建築士会の相互支援と連携

災害対応活動において、各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は相互扶助の精神に基づき、相互に支援協力を行う。

5 建築関係他団体との連携

地震災害発生時には、建築士会以外の建築関係団体も、地方自治体が行う応急危険度判定等の支援を要請されることになる。建築関係団体が一つの技術者集団となって円滑に、効率よく支援活動を展開できるよう、日頃から必要な情報交換を図り、連携して活動できるように備えておくものとする。

（要綱、 第5、第7）

地震災害発生時の活動

地震によって建物に倒壊、損傷等の被害が生じた場合、地方自治体は余震による二次災害を防止するために、被災建築物に対して応急危険度判定を行うことになる。建築士会の地震災害発生時の活動は、この判定業務を支援することが中心となるが、被災地建築士会は活動に関する情報を近接建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会に緊急連絡を行い、必要な支援が得られるよう体制を整える。

（要綱、第1、第5）

1 被災建築物の応急危険度判定への協力

建築士会は、地震災害発生に伴い、地方自治体から支援を要請された場合、会員の中から、必要な要件を満す判定士及び判定士コーディネーターを選び、派遣することについて協力するものとする。

要請を受けた判定士及び判定士コーディネーターは地震被災建築物応急危険度判定士の業務基準に則って業務に従事するものとする。

（実本、第2）（判定）（判定コ）

2 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力

応急危険度判定の実施に関連して、建築士会は、地方自治体から判定実施本部、支援本部等の業務応援のための要員の派遣、被災度判定区分、建築物所有者からの相談、質問等への対応について協力を要請された場合、可能な限り協力する。

（実本、第19、第21）

3 応急危険度判定に関わる費用、補償等

1) 判定行為そのものはボランティア活動であり、無報酬であるが、地方自治体の支援要請があった場合、他都道府県の集散地への交通費、宿泊費については全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める経費負担のガイドラインに従つて支払われることになる。 （広域、第15）

2) 判定士が地方自治体の要請を受けて行う判定活動中の事故並びに訓練によつて生じた事故等に対しては、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める基準に従つて補償されることになる。

（要綱、第8）（震前、第7）

4 建築士会自らの被災

建築士会自ら被災して地方自治体からの協力要請に応じ難い場合、その旨を説明、同時に、近接建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会に状況を伝え、自らの被災復旧に必要な支援を要請する。要請を受けた建築士会等は、協力して被災建築士会の救援復旧に協力し、地方自治体からの支援要請に備えて体制を整えるものとする。

5 被災が広域な場合

被災の範囲が広く、多くの地方自治体に及ぶ場合でも、各建築士会に対する支援活動の要請はそれぞれの都道府県からなされることになっているが、各建築士会は都道府県と、ブロック会は応急危険度判定ブロック協議会と、また、日本建築士会連合会は応急危険度判定協議会及び国土交通省と必要な連絡調整を図り、連携して建築士会の広域支援活動が円滑に進むように努めるものとする。

(要綱、第5)

6 建築関係他団体との連携

判定及び判定関連業務の支援活動を効率よく進められるように、各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は、それぞれ他の建築関係団体と連携し、協力関係を確立、維持する。

7 被災地の復旧、復興への協力

建築士会は地方自治体等から被災地の復旧、復興にかかる業務の支援を要請された場合は、積極的にこれに協力する。地方自治体等から要請がない場合にあっても、必要に応じて、独自に復旧、復興にかかる計画提案を行うものとする。被災地建築士会はこれらの活動について、ブロック会、日本建築士会連合会に協力を求めることができる。また、建築関係他団体と共同で行うことも可能とする。

8 活動記録のまとめ

要請を受けて支援活動に参画した建築士会は、活動が終息した段階で、速やかに活動報告書をまとめ、要請した地方自治体の同意を得て後、ブロック会、日本建築士会連合会に提出するものとする。

支援活動の記録は、地震災害の内容が多様であり、ひとつひとつの記録が、後々、全国建築士会の支援活動及び防災対策にとって貴重な資料となることから、詳細にまとめ、日本建築士会連合会に提出する。日本建築士会連合会は、その記録を維持管理し、全国の建築士会にその情報を開示する。要請があれば、他団体に対しても同様とする。

平常時の活動

災害対応としての平常時活動は、大きくは、地震災害発生時の活動に備えて行う震前対策と、地域の被災量を小さく抑えるための防災対策（耐震性向上）に分けられる。

このうち国または地方自治体の震前対策については、被災建築物応急危険度判定必携に詳述されているが、建築士会の震前対策はこれに整合し、協力する形で策定される必要がある。一方、地震災害発生時の被災量を小さく抑えるための防災対策としては、一般市民に向けた防災意識向上のための行事から、建築士向けの、災害に強いまちづくり研修等含む幅広い内容があり、建築士会が主体的に企画立案、実施するようにならぶものとする。

1 体制の整備

各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は、それぞれ本要綱の目的を果たすために必要な組織、体制の整備を図るものとする。中でも、地震災害発生時の緊急情報伝達システムの確立は、効率的で実効性のある判定活動を行う上で欠かすことのできない課題であり、各建築士会は地方自治体との協力によって、密度の高い連絡網の整備に努めるものとする。 (震前、 第8)

このネットワークは、建築士会の平常時活動についての情報交換の手段としても活用し、併せて建築関係他団体を網羅した連絡網としても整備することが望まれる。

2 建築士会の震前対策

1) 各建築士会は地震災害発生時、地方自治体から要請される判定業務等の支援活動に的確に応えられるように、日頃から地方自治体が行う震前対策に積極的に参画し協力するものとする。その一環として、都道府県が主催する地方被災建築物応急危険度判定協議会に他の建築関係団体と共に参画し、地方自治体の災害担当部門並びに地域の建築関係団体担当者と連携して、都道府県要綱について情報交換を行い、判定の円滑な実施に備えるものとする。 (要綱 第7、第8)

2) 日本建築士会連合会は、国土交通省から支援活動の要請を受けた場合に備えて、全国被災建築物応急危険度判定協議会に会員として参画して、国土交通省の災害対策部門及び建築関係団体と情報交換を行い、連携して要綱の策定をはじめ必要な事項について協力するものとする。

3 災害に強い建物づくり、まちづくり活動

建築士会は、建築士が日常業務を通じて、地震災害に強い建物づくり、まちづくりを実現するために、また、一般市民の防災意識の向上のために有効な事業を行うものとする。

特に、老朽化の進んだ木造住居系建物の中には、地震に弱いものが多いことから、これらの建物の耐震性を強化することは、地域社会の被災量を抑えるうえで重要であり、全国の建築士会共通の課題として取り組めるよう努めるものとする。

4 防災訓練等

建築士会は、地震災害発生時の支援活動に備えて防災訓練、講習会等を実施するものとする。

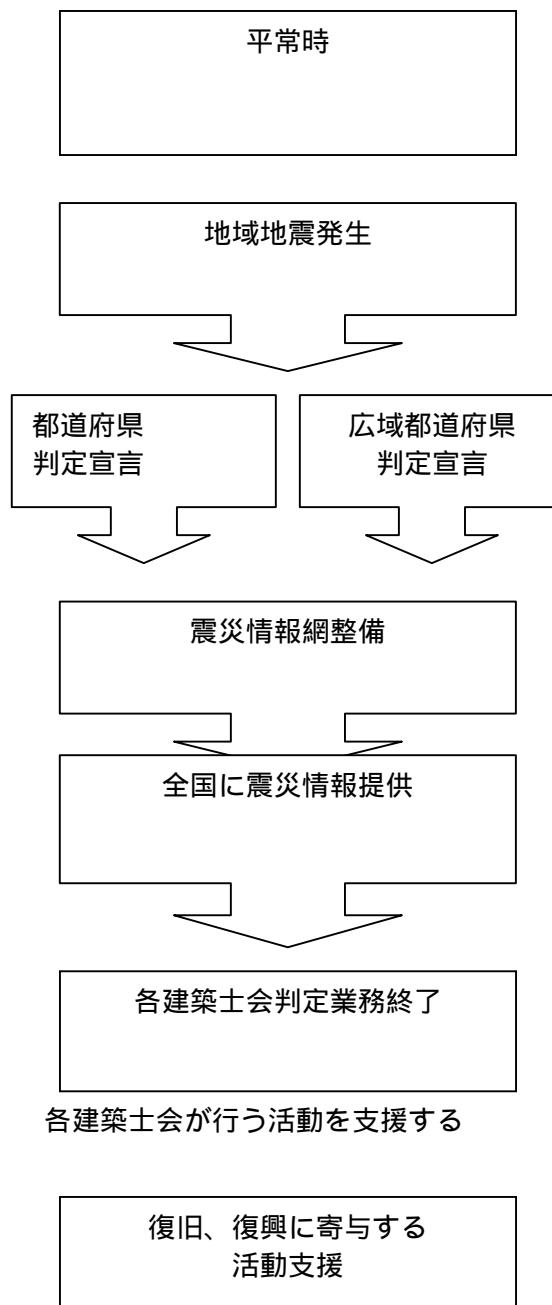
防災訓練は、判定業務が効率よく行われるように、都道府県においても定期的に実施することが義務づけられている。地震災害発生時、地方自治体と一体となって、効率のよい支援活動を展開するため、建築士会は都道府県の防災訓練等に積極的に協力し、参画するものとする。

（震前、 第6、第7）

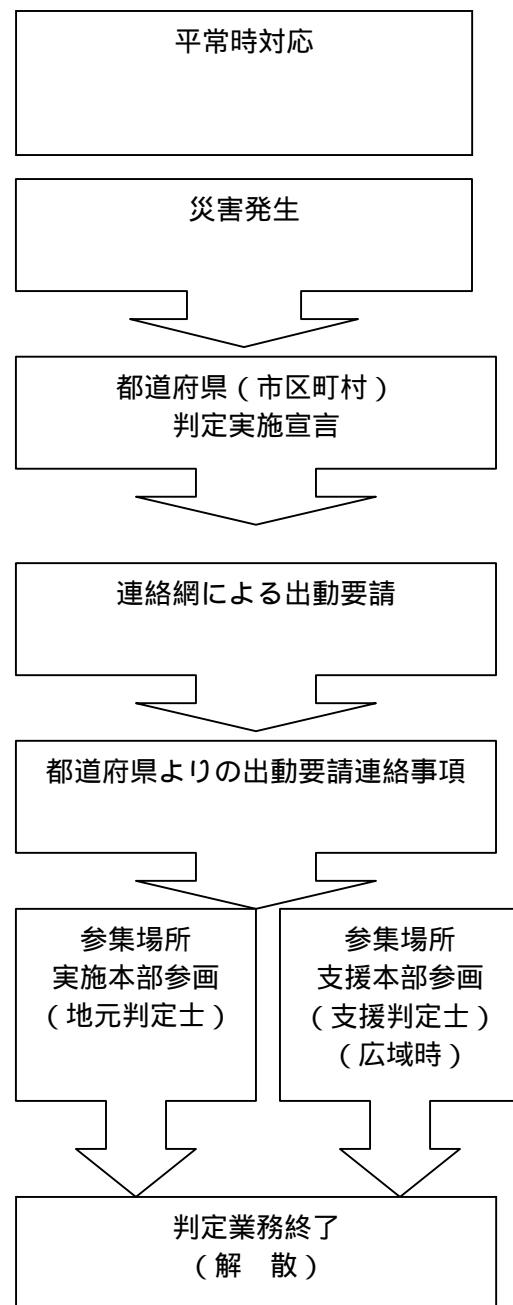
活動マニュアル編

. 行動フロー

.日本建築士会連合会の 災害対応行動フロー



.各建築士会の 災害対応行動フロー



活動マニュアル編

・日本建築士会連合会災害対応行動フロー

① 1) 全国被災建築物危険度判定協議会参画

- 全国協議会の総会及び部会（WG）に出席
- 2) 各建築士会に災害に関する情報提供
- 3) マニュアル変更部分の整備
- 4) 災害に強い建築・まちづくり支援
- 5) 耐震診断等に関する技術研修支援
- 6) 災害に関するPR、啓蒙活動支援

全国協議会より連絡訓練の呼びかけの際は参画

② 1) 被災建築士会と情報交換

震度5弱以上の場合
場合によっては震度4でもあります

③ 1) 各建築士会と緊急情報交換

- 2) 国土交通省の要請に協力
- 3) 建築士会、ブロック会と情報交換
- 4) 建築関係団体本部と協議し連携体制を整える
- 5) 場合によっては、被災地に担当者を派遣する
- 6) 広域支援（応援）の場合は建築士会ブロック会と支援体制を整える。

④ 1) 各建築士会からの情報整備

- 2) 建築士会、ブロック会からの情報整備

⑤ 1) ホームページによる情報提供

- 2) ABA-NETによる情報提供

⑥ 1) 各建築士会から判定業務終了報告

- 建築士会は判定業務についての報告書作成
- 2) 広域判定の場合は報告書（まとめ）作成

⑦ 1) 被災地の災害復旧、復興に関する技術研修事項

- 2) 被災地の災害復旧、復興の住宅総合相談に関する事項
- 3) 新しいまちづくりに関する事項
- 4) 住民主体による「まちづくり」参画に関する事項

活動マニュアル編

. 各建築士会の災害対応行動フロー

都道府県（市区町村）の要請に協力する事項	各建築士会が対応する事項
<p>① 1) 応急危険度判定士、コーディネーターの養成、登録、名簿作成</p> <p>2) 情報伝達方法の策定</p> <p>3) 災害時に備えて、情報伝達及び緊急時の連絡網体制整備</p> <p>4) 判定訓練の実施及び連絡網の確認</p> <p>5) 判定技術の向上に関する講習、訓練</p> <p>6) 地域判定士が在籍する市区町村と連携体制整備</p> <p>7) 地域の被災時に備えた情報収集 (基準建物、避難場所、危険建物等)</p> <p>8) 都道府県の被災建築物応急危険度判定協議会への参画 (府県によっては名称が相違している場合がある)</p>	<p>1) 判定士の名簿整備</p> <p>2) 判定士の連絡網の整備</p> <p>3) 建築士会の判定士への情報提供</p> <p>4) 災害に強い建築・まちづくり</p> <p>5) 耐震診断等に関する技術講習会</p> <p>6) 建築士会独自の訓練</p> <p>(都道府県の協力が得られない時) 都道府県によっては判定士名簿を公表しない場合がある。</p>
<p>② 1) 震度 5 弱以上の地震発生時・震度等の情報収集</p> <p>2) 都道府県よりの要請待機、マスコミの情報収集</p> <p>3) 事務局が被災した場合は県、市区町村、隣接士会に情報伝達 事務局</p> <p>所属都道府県よりの連絡待ち</p> <p>建築士会幹部の体制確認</p> <p>被災地判定士（地元判定士）</p> <p>周辺被災状況の把握</p> <p>基準建物の被災状況把握</p> <p>家族等の安全確認</p> <p>判定士としての出動可能の確認</p> <p>被災地外判定士（支援判定士）</p> <p>地震情報収集</p> <p>判定士としての出動可能の確認 (業務等との都合)</p> <p>広域被災の場合は国土交通省の協力要請が建築士会連合会にされる</p>	
<p>③ 1) 判定実施宣言連絡受け取り</p> <p>2) 建築士会連合会へ判定実施の連絡</p> <p>3) 建築関係団体との連携体制確認</p> <p>広域判定実施の場合は各ブロック会に情報伝達</p>	<p>被災状況によって行政判定士のみで判定活動の場合もある</p>

- | | |
|--|--|
| <p>4 1) 各建築士会の連絡網による出動連絡
　　てい　各支部長
　　地区代表者
　　リーダー</p> <p>2) 第1陣出動可能判定士の把握</p> <p>3) 都道府県への出動可能判定士の把握
　　連絡方法については各建築士会の体制による</p> | <p>府県が判定士の名簿を保管し
　　る場合</p> <p>府県の協力が得られない場合
　　都道府県と建築関係団体は連絡網
　　体制について協議が必要</p> <p>都道府県　判定士
建築士会　判定士</p> |
| <p>5 1) 参集日時</p> <p>2) 参集場所</p> <p>3) 判定に従事する期間</p> <p>4) 持参する資機材</p> <p>5) その他の必要事項</p> | <p>出動判定士
　　職場への連絡（承諾）
　　家族への連絡（相談）</p> |
| <p>6 1) 判定士は都道府県、市区町村の実施本部に編入
　　支部長または地区代表は出動判定士の名簿作成
　　提出</p> | <p>被災した地元の判定士は出勤
　　不可能となる。
　　又、建設関係の判定士も同様</p> |
| <p>7 1) 判定士は支援（応援）都道府県の支援本部に編入
　　判定士の名簿提出
　　内容によって事務局も支援する時がある</p> <p>2) 被災状況により、判定士、コーディネーターの
　　要請がある</p> | |
| <p>8 1) 実施本部（支援本部）は判定業務終了につき解散</p> <p>2) 建築士会事務局は建築士会連合会（ブロック会）
　　に業務終了を連絡</p> <p>3) 事務局は判定業務報告書をまとめて連合会へ提出
　　（判定日時、判定棟数、判定場所、判定者数等）</p> | |

判定業務終了後　都道府県（市区町村）からの要請に協力する事項

- | | |
|--|--|
| <p>被災建築物の被災度区分判定実施
　　応急復旧の相談
　　応急修繕等の相談
　　その他窓口の開設</p> | <p>都道府県（市区町村）の指導によ
　　り建築士会と事務所協会との対応
　　する内容事項が決定されるので
　　注意する事
　　被災状況により判定しないで
　　直接要請される場合がある</p> |
|--|--|

各建築士会独自の被災地の復旧、復興に寄与する活動事項

- 震災復旧、復興に関する技術講習会
- 震災復旧、復興の為の総合住宅相談
- 行政向けの「新しいまちづくり」への提言